

板橋区環境基本計画（第二次） （平成 21～27 年度）

緑と環境力 UP

いたばし No.1 実現

に向けて

平成 21 年 3 月

板橋区

板橋区環境基本計画（第二次）の策定にあたって

板橋区は、平成 5 年 4 月に、『「エコポリス板橋」環境都市宣言』を行い、人と環境が共生するまちづくりを、区の施策における重要な柱の 1 つとして位置づけることを区内外に表明しました。さらに平成 11 年 3 月には、環境都市「エコポリス板橋」の実現に向けて、板橋区の環境保全に関する総合的・長期的方針である『板橋区環境基本計画』を策定しました。その後、平成 17 年 3 月に計画改訂を行い、現在まで、同計画に基づいて環境保全の取り組みを進めてきました。

「循環・共生を推進する環境都市～板橋～」および「パートナーシップが支える環境都市～板橋～」を基本理念として掲げる板橋区環境基本計画は、区のあらゆる施策を良好な環境の確保に向けて積極的に誘導する役割を担うとともに、区民・事業者・行政のすべての主体が、連携・協働して環境保全の取り組みを進めていくことを示すものです。

現在、区政においては、平成 20 年 1 月に策定した「いたばし No.1 実現プラン」に基づき、様々な施策を展開しております。この「いたばし No.1 実現プラン」は、「板橋区が東京で一番である」と評価されるよう、様々な分野で「いたばし力」を向上させることをめざすものであり、その柱の一つに「緑と環境力 UP」を位置づけています。この「緑と環境力 UP」は、地球環境問題への取り組みの強化、資源循環型社会の実現、緑化の推進などにおいて、区全体で積極的に取り組む姿勢を表しています。

今回新たに策定した、この板橋区環境基本計画（第二次）は、今までの環境基本計画の理念を引き継ぎながら、板橋区における「緑と環境力 UP」をめざすとともに、国の第三次環境基本計画にて示された「環境・経済・社会の統合的向上」や「人づくり・地域づくり」の視点の重要性、地球温暖化の主要因といわれる温室効果ガスの排出量が少ない「低炭素社会」の実現など、区を取り巻く環境や社会状況の変化に適切に対応するものです。また、新たな視点として、「パートナーシップ（協働）」の考え方にに基づき、「区民・事業者・行政」における各主体間の連携・協力による、環境施策の展開・発展をめざした取り組みとして、「協働プロジェクト」を位置づけています。

今後は、本計画に基づき、これまで以上に、区民や事業者のみなさまと我々行政が、連携・協働して環境への取り組みを進めてまいりたいと存じます。みなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、本計画の策定にあたっては、環境ワークショップやパブリックコメントにて区民や事業者のみなさまのご意見をいただき、板橋区資源環境審議会における審議を経てまとめさせていただきました。ここに厚くお礼申し上げます。

板 橋 区 長

坂 本 健



板橋区環境基本計画（第二次）目次

第1章 計画の基本的事項	1
1-1 計画の策定経緯	1
1-2 計画の位置づけ	1
1-3 計画の期間	2
1-4 計画の対象地域	2
1-5 計画の主体	2
第2章 地域特性と環境の現状	5
2-1 板橋区の地域特性	5
2-2 板橋区の環境の現状	10
第3章 計画の体系	13
3-1 計画体系の構成	13
3-2 計画の基本理念	13
3-3 望ましい環境像	14
3-4 長期目標	17
3-5 短期目標	17
3-6 環境施策	17
3-7 計画の体系	18
3-8 協働プロジェクト	20
第4章 短期目標ごとの施策	21
短期目標1：家庭でのエネルギー対策の推進	21
短期目標2：事業所でのエネルギー対策の推進	28
短期目標3：協働によるエネルギー対策の仕組みづくり	32
短期目標4：ごみの発生抑制	36
短期目標5：資源の再利用・再生利用の推進	39
短期目標6：資源の循環を推進するための仕組みづくり	43
短期目標7：自動車から発生する環境負荷の削減	46
短期目標8：事業所から発生する環境負荷の削減	52
短期目標9：ヒートアイランド現象の抑制	56
短期目標10：緑地の保全と創出	60
短期目標11：自然とふれあう機会の創出	65
短期目標12：水環境の保全と活用	69
短期目標13：環境保全行動を担う人材の育成	75
短期目標14：情報をわかりやすく提供する仕組みづくり	81
短期目標15：環境に配慮した経済活動の推進	84
短期目標16：計画を推進するための仕組みづくり	91
第5章 協働プロジェクト ～パートナーシップ（協働）による取組～	95
5-1 協働プロジェクトとは	95
5-2 協働プロジェクトの検討	96
第6章 計画の推進	101
6-1 進行管理の体制	101
6-2 進行管理の考え方	102
参考資料	111
1. 「エコポリス板橋」環境都市宣言	111
2. 計画検討・推進組織の概要および構成	112
3. 環境基本計画（第二次）策定における検討経過	117
4. 当面実施する取り組み	119
5. 本計画に関連する用語と解説	129

第 1 章

計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画の策定経緯

板橋区は、平成5年4月に「エコポリス板橋」環境都市宣言を行い、人と環境が共生するまちづくりを区の施策における重要な柱の一つとして位置づけることを区内外に表明しました。平成11年3月には「板橋区環境基本計画」（以下、「第一次計画」といいます。）を策定し、平成17年3月の計画改訂を経て、現在まで、同計画に基づいて環境保全の取り組みを進めてきました。

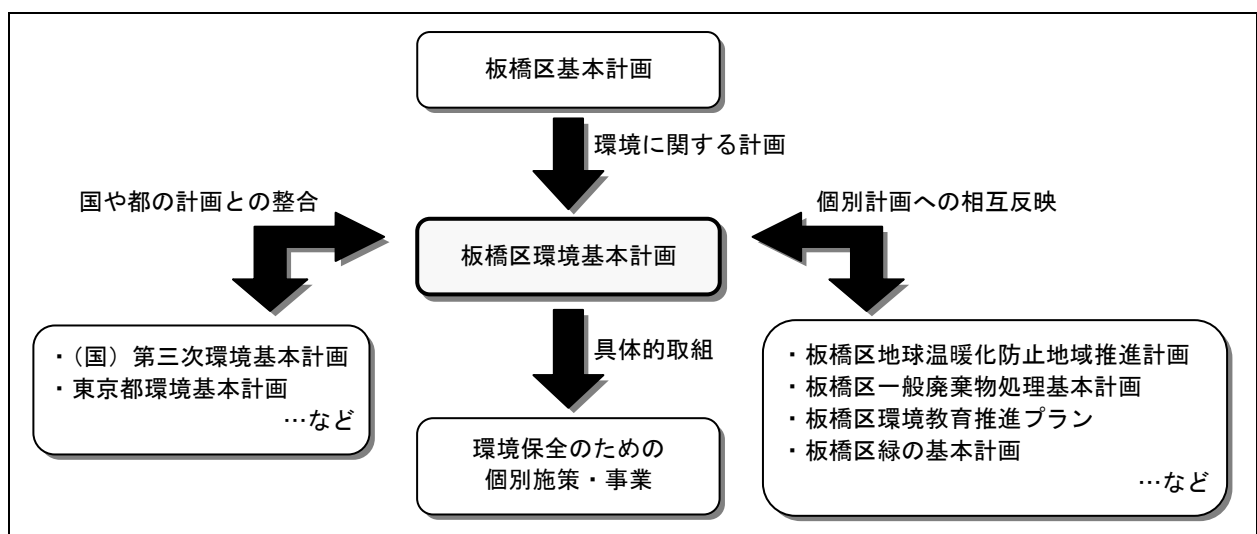
第一次計画の策定以降、国の「第三次環境基本計画」（平成18年4月策定）における「環境・経済・社会の統合的向上」や「人づくり・地域づくり」の重要性の認識や、地球温暖化問題に関して、「温室効果ガス排出量を2050年までに半減し低炭素社会づくりをめざす」という世界的な共通認識の高まり、また、真夏日や集中豪雨の増加に表れる、都市部を中心とするヒートアイランド問題の深刻化など、環境行政を取り巻く状況が変化してきています。

これら環境行政を取り巻く状況の変化への対応を図り、板橋区における環境保全の取り組みをより効果的に進めていくため、「板橋区環境基本計画（第二次）」（以下、「本計画」といいます。）を策定しました。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、区民、事業者、区のすべての主体がそれぞれの立場で環境への負荷を低減し、環境の保全を図っていくための総合的かつ長期的方針を示した計画です。

板橋区には、区政全般にわたる施策の基本方針を総合的に示す計画として「板橋区基本計画（平成18～27年度）」（平成18年1月策定）があります。本計画は、板橋区基本計画の施策を、「環境」という視点から整理・体系化するとともに、区が策定するほかの個別計画や実施する施策に対して、環境の保全に関する基本的方向性を示す役割を持っています。



注：板橋区基本計画および個別計画の概要は「本計画に関連する用語と解説」（129頁）を参照してください。

図 1-1 板橋区環境基本計画の位置づけ

1-3 計画の期間

本計画の期間は、板橋区基本計画の計画期間が平成27年度までであることを考慮し、平成21年度から平成27年度までの7年間とします。ただし、板橋区を取り巻く環境や社会情勢の変化に応じて、内容について柔軟に改善・見直しを行うものとします。

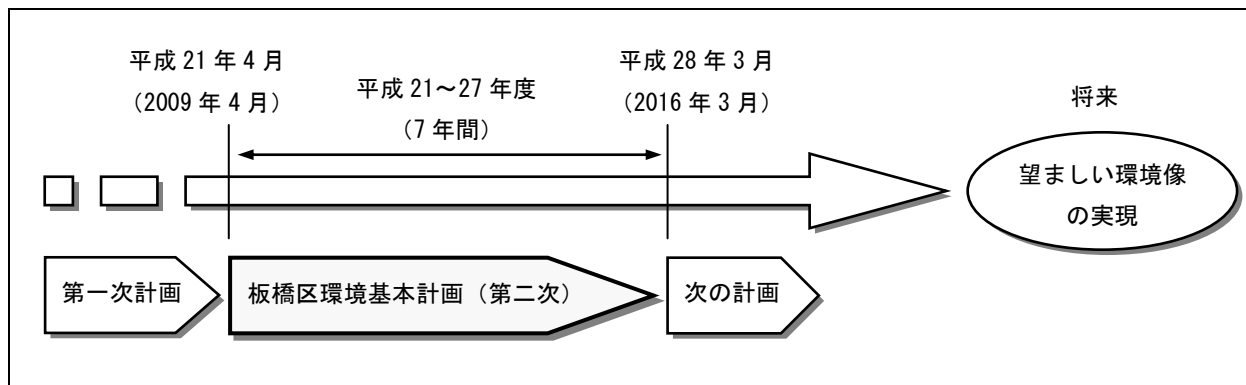


図 1-2 環境基本計画の計画期間

1-4 計画の対象地域

本計画の対象地域は板橋区全域とします。しかし、環境問題には、区内の局所的なものから東京都・国・世界レベルで取り組むべきものまで様々なものが存在します。そのため本計画では、区内のみならず、近隣自治体・東京都・国とも連携しながら施策を展開していきます。

1-5 計画の主体

本計画は、板橋区の環境保全にかかわるすべての主体（区民、事業者、区）を対象とします。各主体が環境保全に責任を持ち、自主的な取り組みを行うことが必要です。各主体には表 1-1 に示すような役割が期待されます。

さらに、よりよい環境づくりのためには区民、事業者、区の各主体がそれぞれ単独に取り組むだけでなく、基本理念に示している「パートナーシップ（協働）」の考え方（図 1-3）に基づき、連携を図りながら環境保全に取り組んでいくことが重要です。

表 1-1 各主体（区民・事業者・区）の役割

区民の役割	◆環境について関心を持ち、自ら学習して理解を深めること。 ◆ライフスタイルを改め、日常生活における環境負荷の低減に努めること。 ◆地域住民・事業者・区の協働により、良好な環境の保全・創出に努めること。
事業者の役割	◆事業活動（製品の原材料調達、製造、流通、販売、使用、廃棄の各段階）における環境負荷の低減に努め、良好な環境を保全・創出するための必要な措置を実施すること。 ◆事業活動が環境に与える影響に関して情報の公開に努めること。 ◆地域社会の一員として、区民や区との協働により環境保全・創出活動に努めること。
区の役割	◆板橋区の特性を踏まえ、良好な環境の保全・創出のための施策を実施すること。 ◆区が行うすべての施策や日常業務において、環境への配慮を率先して行うよう努めること。 ◆区民や事業者が良好な環境の保全・創出のための行動をとりやすいよう、必要な支援や働きかけを行うこと。 ◆広域的な取り組みを必要とする課題については、近隣自治体・都・国との連携による解決を積極的に図ること。 ◆板橋区の環境の状況や施策が環境に与える影響に関して情報の公開に努めること。

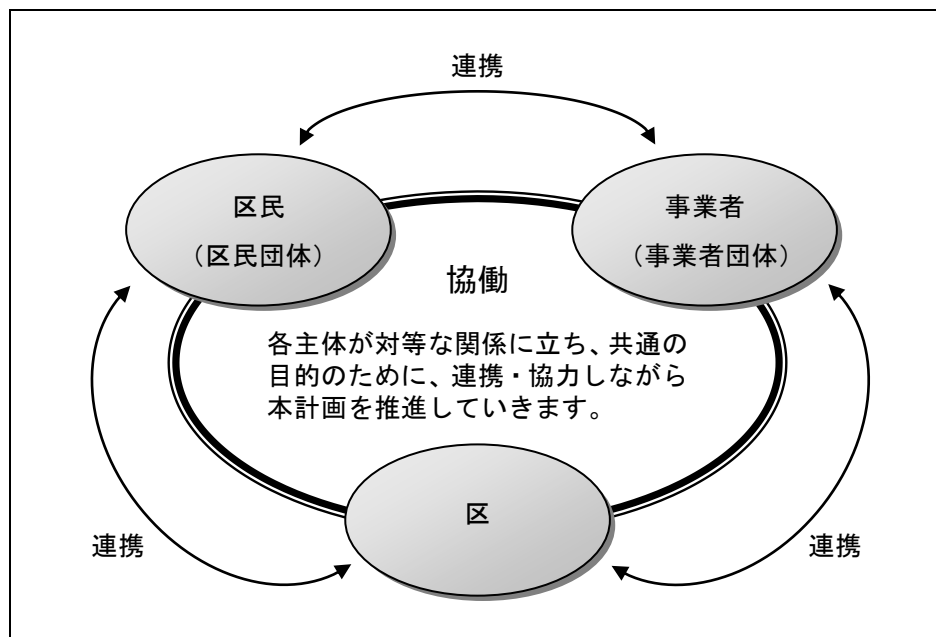


図 1-3 パートナーシップ（協働）の考え方

第 2 章

地域特性と環境の現状

第2章 地域特性と環境の現状

2-1 板橋区の地域特性

位置・地形

板橋区は東京都 23 区の中で北西部に位置しており、東側を北区、南側を豊島区、西側を練馬区、北側を埼玉県（和光市・戸田市）と接しています。行政界の形は、北西から南東方向に長い形となっており、東西の長さが北部で約 7.1km、南部で約 4.5km、南北の長さが東部で約 6.7km、西部で約 3.4km あります。面積は 32.17km² で 23 区中 9 番目の広さです。

板橋区の地形は、標高 30m 前後の武蔵野台地と荒川の沖積低地により形成されています。区内および区周辺を流れる河川は、荒川、新河岸川、石神井川、白子川の 4 河川です。



注：Yahoo!地図を基に作成。

図 2-1 東京都における板橋区の位置

道路・鉄道

幹線道路については、都心放射線である国道17号（中山道）、国道254号（川越街道）、首都高速5号池袋線、首都高速中央環状王子線などが北西から南東方向に、都心環状道路である環状7号線（環七通り）、環状8号線（環八通り）などが北東から南西方向に通っています。

鉄道については、都営三田線、東武東上線が区内の主要鉄道網ですが、JR 埼京線、JR 東北・上越新幹線、東京地下鉄有楽町線・副都心線も区内の一部を通過しています。

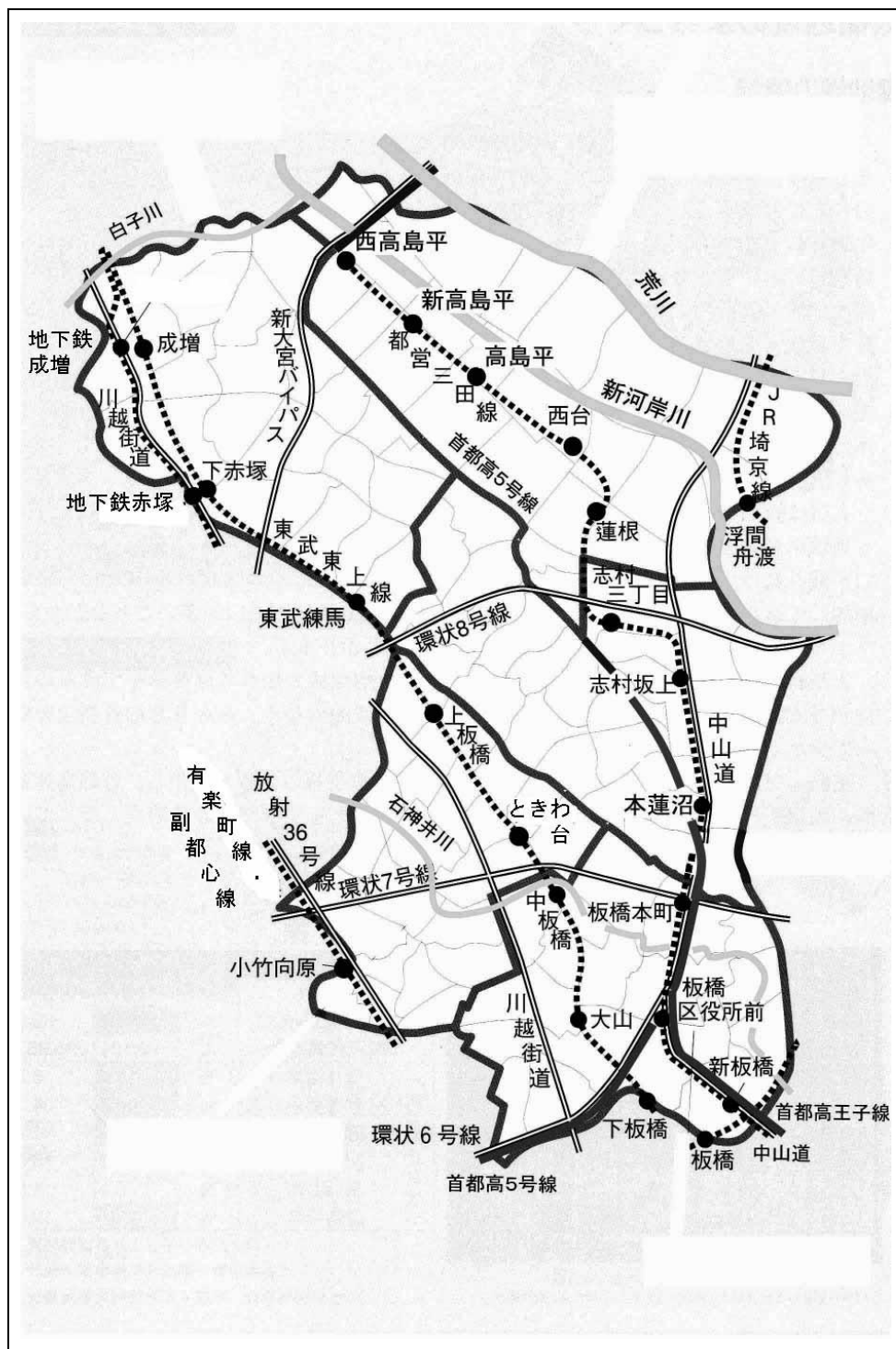


図 2-2 区内の主要交通・主要河川

人口・世帯数

板橋区の人口は約 53 万人（平成 21 年 3 月現在）、世帯数は約 27 万世帯（同）です（図 2-3）。人口は横這い傾向が続いていますが世帯数は微増傾向にあることから、1 世帯当たりの人口が減少傾向にあることが分かります。

平成 19 年度における年齢区分別（幼年人口・生産年齢人口・老年人口）を見ると、幼年人口割合が 11.4%、生産年齢人口割合が 69.5%、老年人口割合が 19.1%となっています（図 2-4）。過去 8 年間の推移を見ると、幼年人口および生産年齢人口割合が減少傾向、老年人口割合が増加傾向にあります。わが国全体における傾向と同様、板橋区においても少子高齢化が進んでいることが分かります。

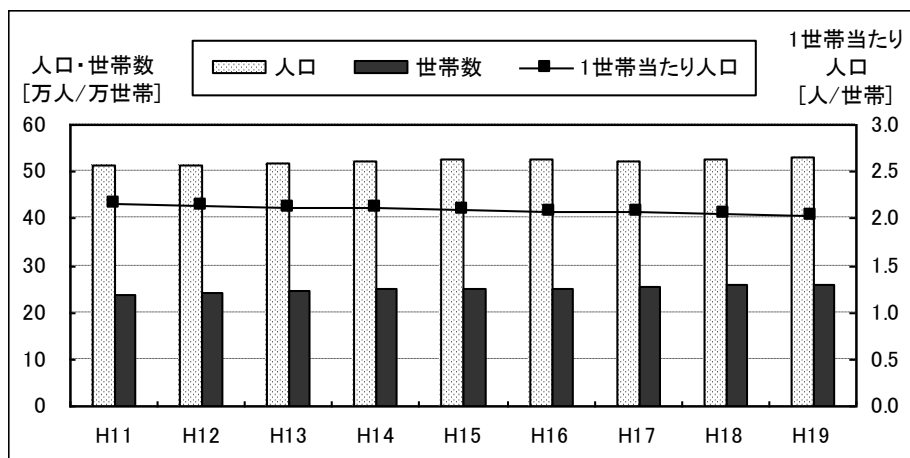


図 2-3 板橋区における人口・世帯数の推移

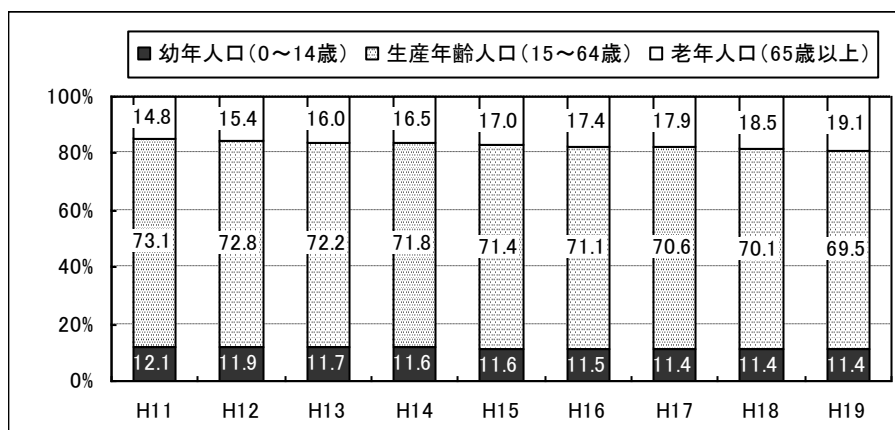
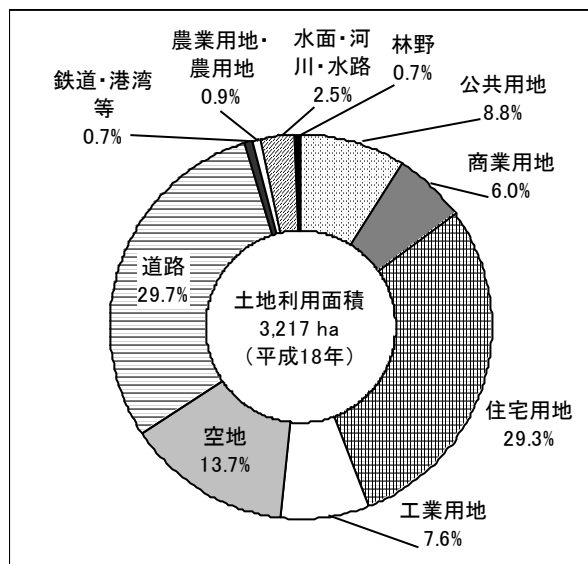


図 2-4 板橋区における人口構成割合の推移

土地利用

板橋区の土地利用状況を見ると、道路用地が最も多く（29.7%）、次いで住宅用地（29.3%）、空地（13.7%）、公共用地（8.8%）、工業用地（7.6%）、商業用地（6.0%）の順になっています（図 2-5）。人口や産業が集積する都市圏に位置していることから、区内の土地面積の大半は、道路・商工業・住宅などに利用されています。



出典：「板橋区緑地・樹木の実態調査（VII）」（平成17年3月）

図 2-5 板橋区における土地建物主用途別面積割合

産業・従業者数

板橋区における従業者数は約 19 万人となっていますが、従業者の産業別割合で見ると、第一次産業（農業、林業、漁業）が 1%未満、第二次産業（鉱業、建設業、製造業）が約 28%、第三次産業（卸売・小売業、サービス業、運輸業、不動産業など）が約 72%です。

東京都 23 区全体における従業者の産業別割合は、第一次産業が 1%未満、第二次産業が約 16%、第三次産業が約 84%となっています（図 2-6）。東京都 23 区全体と比較すると、板橋区の産業構造は第二次産業従業者の占める割合が高いことが分かります。また、板橋区における工業の規模は、従業者数や出荷額などから 23 区内でもトップクラスであり、「ものづくりのまち」としての特長を裏付ける結果となっています（表 2-1）。

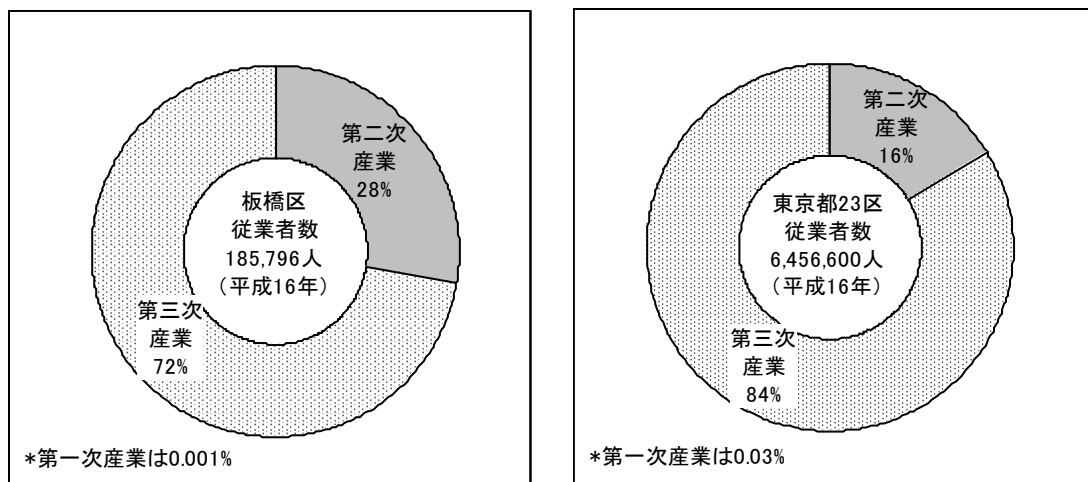


図 2-6 板橋区（左）と東京都 23 区（右）における産業別従業者割合

表 2-1 板橋区における工業の規模（平成 17 年度）

	事業所数	従業者数	製造品出荷額
板橋区	2,268 事業所	27,192 人	6,718 億円
23 区内での順位	9 位	2 位	2 位

注：平成 17 年度工業統計調査を基に作成。

2-2 板橋区の環境の現状

板橋区を取り巻く社会情勢の変化、板橋区の地域特性、区内の環境保全活動の状況などを踏まえ、板橋区の環境の現状や課題を以下に整理します。

（熱環境・エネルギー）

地球温暖化とヒートアイランド現象により熱環境が深刻化。エネルギー消費量は減少傾向だが、京都議定書目標達成のためにさらなる削減が必要。

人類が化石燃料を消費するようになって以来、世界中で大量の温室効果ガスが排出され、世界の平均気温は過去 100 年間で約 0.7℃上昇したといわれています。しかし、東京では過去 100 年間に平均気温が約 3℃も上昇しており、夏の暑さが年々厳しくなっています。東京のような大都市の場合、地球温暖化の影響に加え、都市活動によって排出される人工排熱に起因するヒートアイランド現象が気温上昇を押し上げており、熱環境はより深刻な状況になっています。

板橋区における温室効果ガス排出量は 207.2 万 t-CO₂（平成 18 年度実績）であり、過去 3 年間に於いて減少傾向となっています。しかし、京都議定書においてわが国に課された削減義務（平成 2 年比で 6%削減）に基づけば、板橋区では平成 24 年時点で 190 万 t-CO₂ 程度まで削減することが求められており、今後ともさらなる削減努力が必要となっています。

（ごみ・資源リサイクル）

ごみ排出量やリサイクル率は横這いで推移。3R の考え方を基本としたさらなるごみ減量が必要。

板橋区におけるごみ排出量は 19.7 万 t（平成 18 年度実績）であり、過去 3 年間に於いてほぼ一定の水準で推移しています。しかし、国際的な資源需要の増大や東京湾の埋立処分場の制約など、今後予測される社会情勢の変化に対応していくためにも、ごみ排出量のさらなる削減が必要です。

また、板橋区におけるリサイクル率は 18.8%（平成 18 年度実績）となっています。資源の回収率を高めることも重要な課題ですが、発生したごみ量のうち約 80%はごみとして捨てられている事実を目を向ける必要があります。「リサイクルできるからモノを大量に消費しても構わない」という誤った考えを浸透させないためにも、「発生抑制（ごみ減量）⇒再利用⇒再生利用」という 3R の考え方を基本として各主体が取り組みを進めていく必要があります。

(大気環境)

大気環境の改善のために、関係機関と連携を図りながらの自動車公害対策の推進が必要。

板橋区は、東京都心に位置しているため自動車交通量が多く、自動車の排気ガスに起因する大気汚染が以前から重要な課題の一つとなっており、現在でも大和町交差点など、大気汚染物質濃度が環境基準を超過している場所が存在します。

大気環境を改善するためには、エコドライブなどの啓発や低公害車・低炭素車の普及ならびに自動車の環境性能の向上に加え、カーシェアリングの仕組みづくりや公共交通機関・自転車への利用転換など、車社会からの脱却をめざすような対策を、近隣自治体や東京都などの関係機関と連携して広域的に取り組んでいくことが重要です。

(緑地・緑化)

区内の緑地が減少しており、緑地の保全・創出の取り組みの区全体への拡大が必要。

板橋区の緑被地面積（樹木被覆地・草地・農地）は約 433ha（平成 16 年度実績）であり、緑被率（緑被地面積が区の面積に占める割合）は過去 15 年間で減少傾向にあります。特に、農地の減少が著しく、過去 15 年間で半減しています。農地の減少の主要因は住宅や駐車場の転用となっていますが、その背景には都市化の進展や農業従事者の後継者不足などがあると考えられます。

現在、公共施設・民間施設において敷地・建物の緑化に取り組んでいますが、まだまだ数が少なく減少する緑を補うまでには至っていません。今後は、取り組みを区全体に拡大していく必要があります。

(水環境)

河川の水質は比較的良好で、生物種も比較的稳定して推移している。地下水の涵養量が減っている可能性があることから、今後とも、河川・地下水の継続的な調査によるモニタリングが必要。

区内および周辺には、荒川・新河岸川・石神井川・白子川の 4 河川が流れており、浮間ヶ池・赤塚溜池・見次公園池の 3 箇所の池が存在します。河川の水質に関しては、4 河川とも水質の環境基準の類型指定がされており、BOD75%値は 4 河川ともほぼ環境基準を達成しています。生物調査で確認された生物種数は、過去 3 年間で 30 種程度となっています。地下水については、平成 15 年から平成 18 年までの 3 年間で 2 箇所の湧水地点が消失するなど、地下水涵養量が減少している可能性が考えられます。

水質指標や生物種数が比較的稳定して推移しており、中小河川の水質は安定していると考えられますが、地下水の涵養量が減少している可能性があることなどから、今後とも定期的な調査によって水環境をモニタリングしていくことが重要です。また、水循環や水環境に関する問題は流域単位で捉える必要があることから、関係機関と連携を図りながら取り組みを進めていくことが重要です。

（環境教育・環境情報発信）

エコポリスセンターが主導となった環境教育・情報発信の機能強化が必要。

板橋区における環境教育・情報発信の拠点施設として開設されたエコポリスセンターでは、環境学習事業、こどもエコクラブ、環境イベントなどの事業に取り組んでいます。これらの事業は区民・団体・事業者などにおける環境に対する意識を高める役割を果たしていると考えられます。今後は、環境保全活動を区全体に広げていくために、区による環境教育活動だけでなく、区民・事業者・団体における自発的な活動の支援や、環境保全・教育活動を担う人材の育成などにも力を入れていくことが重要となります。

そのためには、エコポリスセンターが主導となって、区民・団体・企業との連携を促進させるためのコーディネート機能を強化するとともに、子どもたちはもちろんのこと、あらゆる世代が適切な環境教育を受けられるような機会を多くつくっていくことが重要です。

また、区民・事業者・区が協働で環境保全に取り組んでいくためには、基礎となる情報や課題意識の共有が必要不可欠となります。インターネットが各家庭に普及しつつある現在、区の環境情報の多くもホームページ上に掲載されていますが、インターネットを通じて情報を得ているという区民の割合はまだまだ少数です。区民アンケート（平成19年度実施）によれば、「環境の状況や施策に関する区からの情報提供」について「満足」と「やや満足」を合わせた割合は全体の約30%にとどまっており、区民・事業者に対して環境情報が十分に届いていないと考えられます。

情報発信の改善のためには「広報いたばし」やインターネットでの環境情報に加えて、学校における環境教育、商店街におけるチラシなどでの情報提供、区内イベントでの情報提供など、区民が日常生活の場面で簡単に環境情報にふれられる機会を増やしていくことが必要です。

（主体間の連携・経済活動と環境保全の両立）

環境保全活動を区全体に広げていくためには、主体間の連携・経済活動との両立が求められる。

これまでの板橋区における環境保全活動では、区が率先した行動を示すものの、活動範囲が区全体へ拡大していかないことが課題となっています。板橋区の環境を保全していくためには、区民・事業者・団体・学校・研究機関・区などの主体的な力や主体間の連携が必要不可欠です。

また、現代社会においては、環境保全活動と経済活動とを両立させていくことが求められています。環境保全と各主体の利益にはしばしばトレードオフ¹の関係も生じますが、環境保全行動に取り組む主体を増やしていくためには、家庭での省エネ家電への買い替えや事業者の環境ビジネスへの参入など、環境保全行動が結果として各主体の利益になるような取り組みを積極的に導入していくことも重要です。

¹トレードオフとは、一方を追求すればもう片方を犠牲にせざるを得ないという状態・関係をいいます。

第 3 章

計画の体系

第3章 計画の体系

3-1 計画体系の構成

本計画は、計画の基本理念（13 頁参照）の下、望ましい環境像・長期目標・短期目標・環境施策という 4 段階の構成になっています。望ましい環境像を実現するための通過点として長期目標・短期目標を位置づけ、これらの目標を達成するために、区民・事業者・区が各自あるいは協働で取り組むべきことを環境施策として位置づけています。また、環境施策の進捗状況を把握するため、各施策の取り組みの状況や効果に関連した数値を環境指標として設定します。

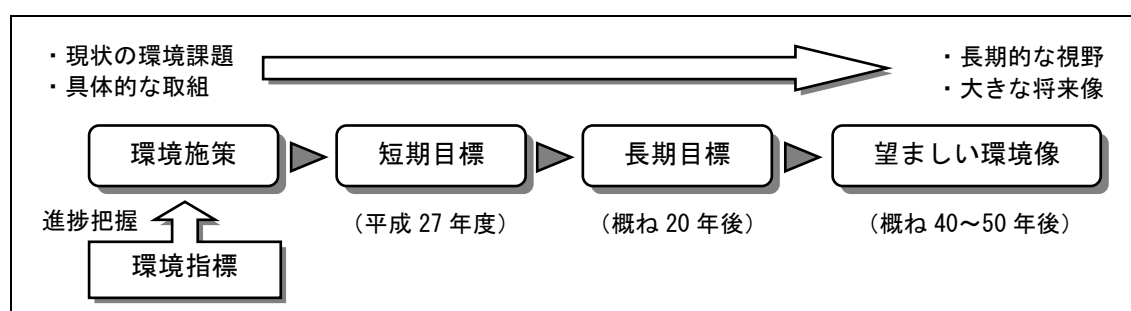


図 3-1 計画体系の構成

3-2 計画の基本理念

区は、第一次計画（平成 11 年 3 月策定）において、「「エコポリス板橋」環境都市宣言」（平成 5 年 4 月）における「人と環境が共生するまちづくり」の趣旨を踏まえ、「循環・共生を推進する環境都市～板橋～」および「パートナーシップが支える環境都市～板橋～」の 2 つを計画の基本理念と位置づけ、環境の保全に取り組んできました。

この基本理念における「循環」・「共生」・「パートナーシップ（協働）」は、今もなお、板橋区の環境保全の推進にとって重要なキーワードであると考えられます。従って、本計画においても引き続き、「「エコポリス板橋」環境都市宣言」に基づいた「循環・共生を推進する環境都市～板橋～」および「パートナーシップが支える環境都市～板橋～」の 2 つを環境基本計画の理念として位置づけることとします。

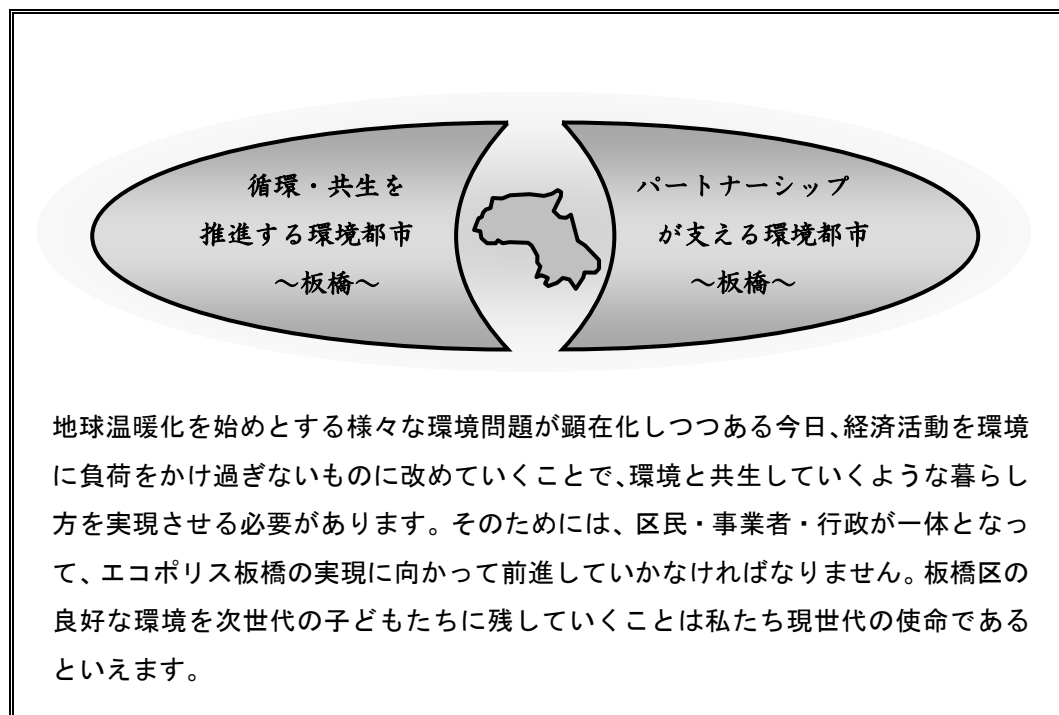


図 3-2 計画の基本理念

3-3 望ましい環境像

人間活動が地球環境に大きな影響を与えるようになった現在、現状を基にした予測の積み上げの先に将来の姿を求めるのではなく、「望ましい環境像」を具体的に描くことで、あるべき将来の姿を実現するために、現在からどのような取り組みがどの程度必要なのかを明確にすることが求められています。本計画では、区民・事業者・区の各主体が、環境に対する考え方を共有し、環境の保全・創出のための取り組みを推進できるよう、環境が改善された板橋区の将来の姿として「望ましい環境像」を描きます。

本計画では、計画の基本理念の下、板橋区における環境の現状・課題を踏まえ、以下の5つを望ましい環境像として設定します。

- ◇「低炭素社会を実現するまち」
- ◇「循環型社会を実現するまち」
- ◇「健康に暮らせる生活環境が快適なまち」
- ◇「自然環境と生物多様性を保全するまち」
- ◇「「環境力」を高め環境・経済・社会が調和するまち」



低炭素社会を実現するまち

- ★石油などの化石燃料に依存している現在と比べ、太陽光や風力などの再生可能エネルギーの導入が進んでいます。社会資本整備の点からも、建築材料・工法の技術が進み夏は涼しく冬は暖かい住宅が普及するなど、エネルギー消費が少ないまちづくりが進んでいます。
- ★家庭や事業所において、消費するエネルギーの量やそれに伴い排出される二酸化炭素(CO₂)の量を簡単かつ正確にモニタリングすることができるようになっています。それにより、区民や事業者が自らの環境負荷を低減する合理的方法を検討し、各自あるいは協働で省エネ行動に取り組んでいます。
- ★エネルギー消費量の削減や景観上の配慮から、夜間のネオンサインが減り、街灯も防犯上必要な分を除き必要最小限にとどめられています。暗い夜が取り戻せたことにより、雲が無い夜にはきれいな星空を見ることができます。

循環型社会を実現するまち

- ★買い物際にはマイバッグを持って行くのが当たり前になっています。お店でも、ごみの発生を抑制するためにレジ袋の無償提供や過剰包装は行っておらず、量り売りや容器持込による販売の形態がとられています。
- ★毎日の生活で発生する生ごみについては、家庭での堆肥化が普及し、家庭から出される生ごみが以前よりも大きく減っています。生ごみ以外についても、「無駄なモノは買わない・買ったなら長く使う」という意識が各家庭に浸透し、各家庭がごみの排出量を少なくするように努めています。
- ★事業所でも、発生するごみを極力減らすような生産・流通方式の採用や、工場内で資源の循環利用など、ごみの発生抑制や再生利用(リサイクル)に取り組んでいます。やむを得ず発生するごみも有害物質などを出さないように適正な方法で処理されています。

健康に暮らせる生活環境が快適なまち

- ★近くへ出かける際には、車ではなく徒歩・自転車・公共交通機関を使うよう皆が心がけており、できるだけ車を使わない社会を区全体でめざしています。
- ★車の利用に関しては、ハイブリッドカーや再生可能なエネルギーを使用した電気自動車など、環境負荷の低い車が普及しており、遠くへの移動などにより車を使用する際には、従来のガソリン車に代わって、これら低公害車・低炭素車が使用されるようになっています。
- ★事業者の自主的な改善努力や法的規制の運用により、大気汚染、騒音、振動などに代表されるような、環境への負荷は極めて少なくなりました。かつての課題であった大気環境は、工場や車からの排気ガスが少なくなったことにより空気が清澄な状態になっています。

自然環境と生物多様性を保全するまち

- ★マンションや工場の多くは、壁面や屋上が緑化されています。各家庭では植栽や家庭菜園が熱心に取り組まれています。
- ★歩道を覆うように街路樹が整備されており、自転車や徒歩で移動する人に良好な景観や快適な木陰を提供しています。工場跡地や学校跡地は公園やまとまった緑地や農地として整備されています。また同時に、これらの場所は鳥や昆虫や小動物などの重要な生育環境となっています。
- ★区民や事業者や区がそれぞれの立場で協力しながら緑を増やす取り組みが進んでいます。区全体が「いたばしの森」と呼ばれています。
- ★かつて都市化の過程で埋め立てや暗渠化された小川が都市河川や水路として復活し、都市に潤いを与えています。また、コンクリート張りだった河川は、自然の状態に近い護岸に切り替わり、だれもが水辺に容易にアプローチできるよう親水化の整備がされています。

「環境力」を高め環境・経済・社会が調和するまち

- ★小中学校における環境教育、従業員を対象とした環境セミナー、各地域で開催される環境講座など、子どもからお年寄りまで幅広く環境教育が盛んに行われています。環境教育の講師やスタッフは、区内で環境保全活動を行っている団体の関係者や専門知識を持つ事業者などが担当しており、地域の人材が活用されています。
- ★区役所や図書館などの公共施設はもちろんのこと、商店での広告、駅の掲示板、電車内の広告物、学校での学級通信など、そのほかの日常目にする様々な場所に区の環境に関する情報が載せられています。それらを通じて必要な情報を入手することができるようになっています。
- ★環境に良い行動をするとポイントが貯まり、買い物などに使えるようなポイント制度が区全体に普及しています。企業の側も、コスト第一主義の視点から環境と経済の両立をめざした視点に立ち、自主的な環境保全活動を進めています。また、そういった活動を支援するために必要な優遇制度も充実しています。

3-4 長期目標

本計画における長期目標は、望ましい環境像を実現するために、本計画期間を含め、区全体で取り組んでいくべき長期的な目標を示したものです。本計画では、望ましい環境像に対応して5項目の長期目標を定めます。長期目標の期間は概ね今後20年間と想定します。

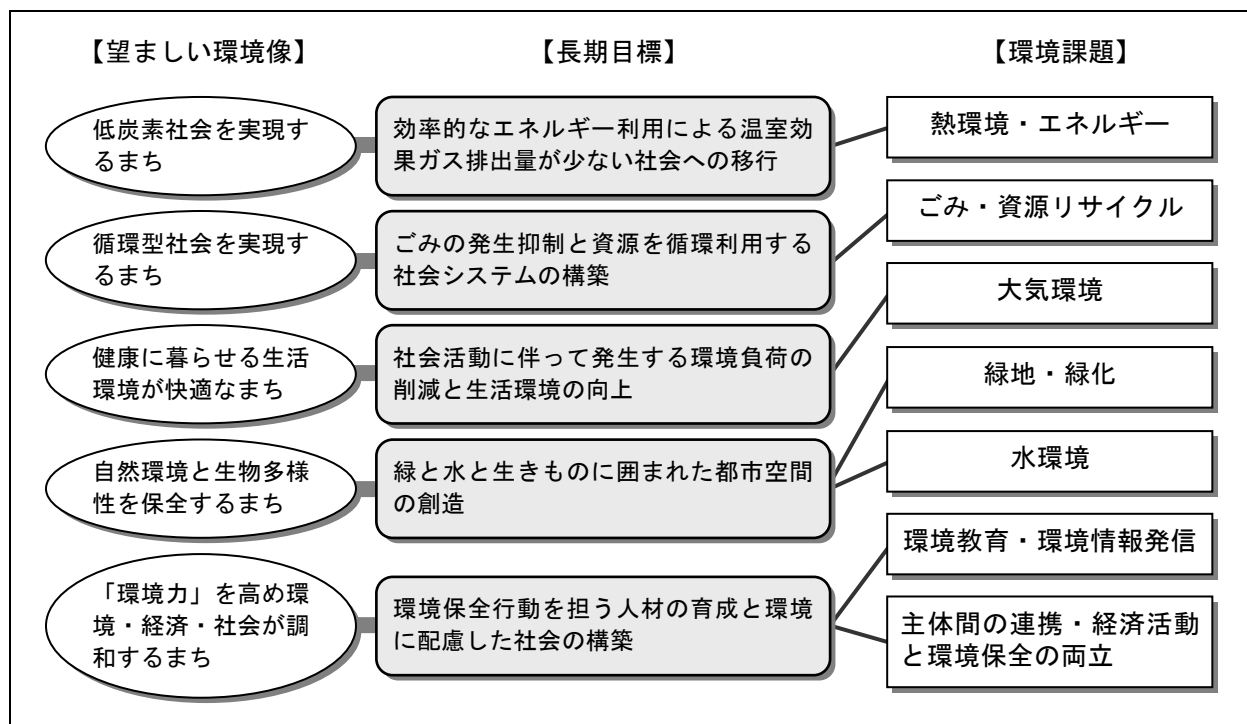


図 3-3 望ましい環境像・長期目標・環境課題の関係

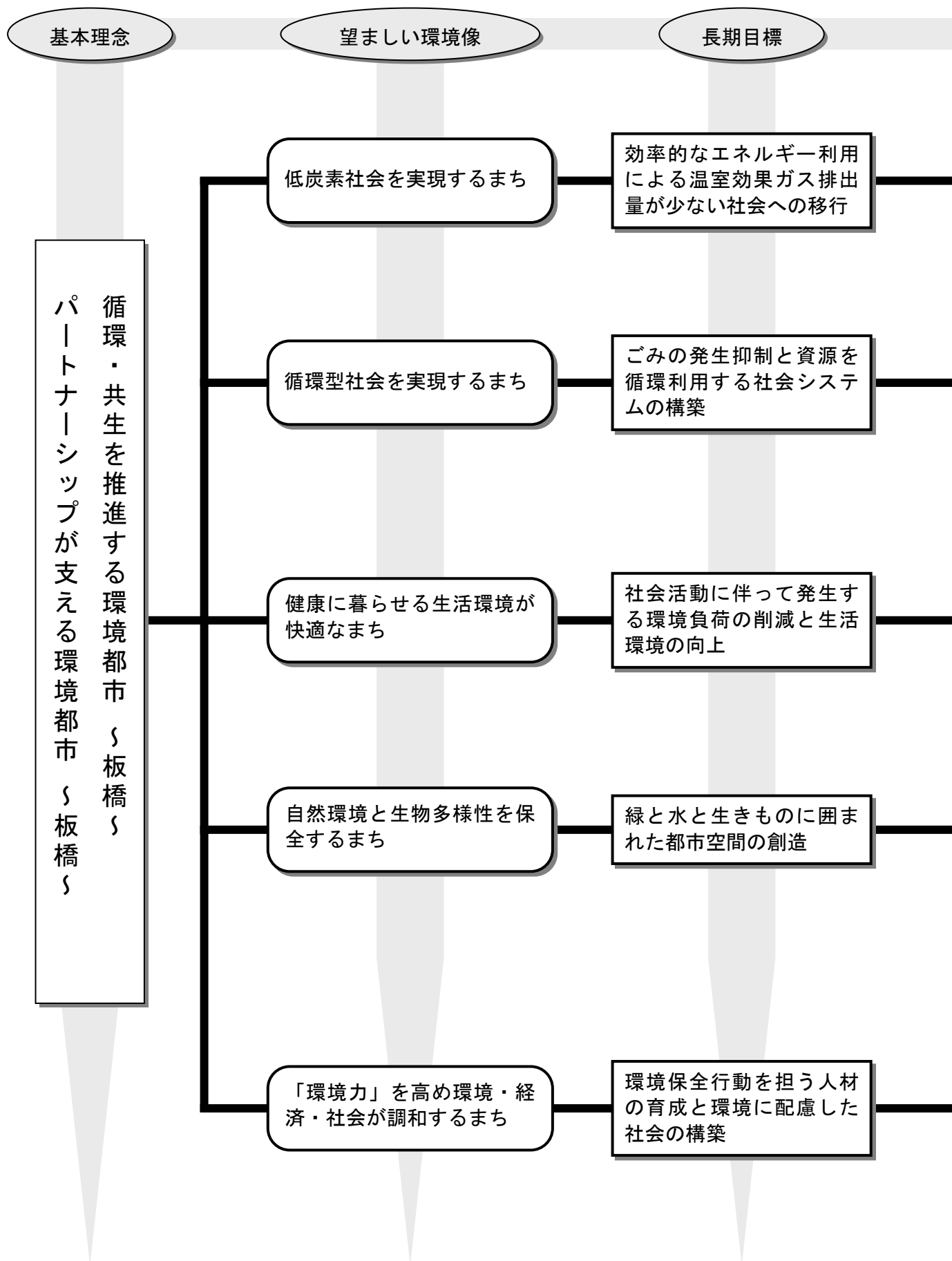
3-5 短期目標

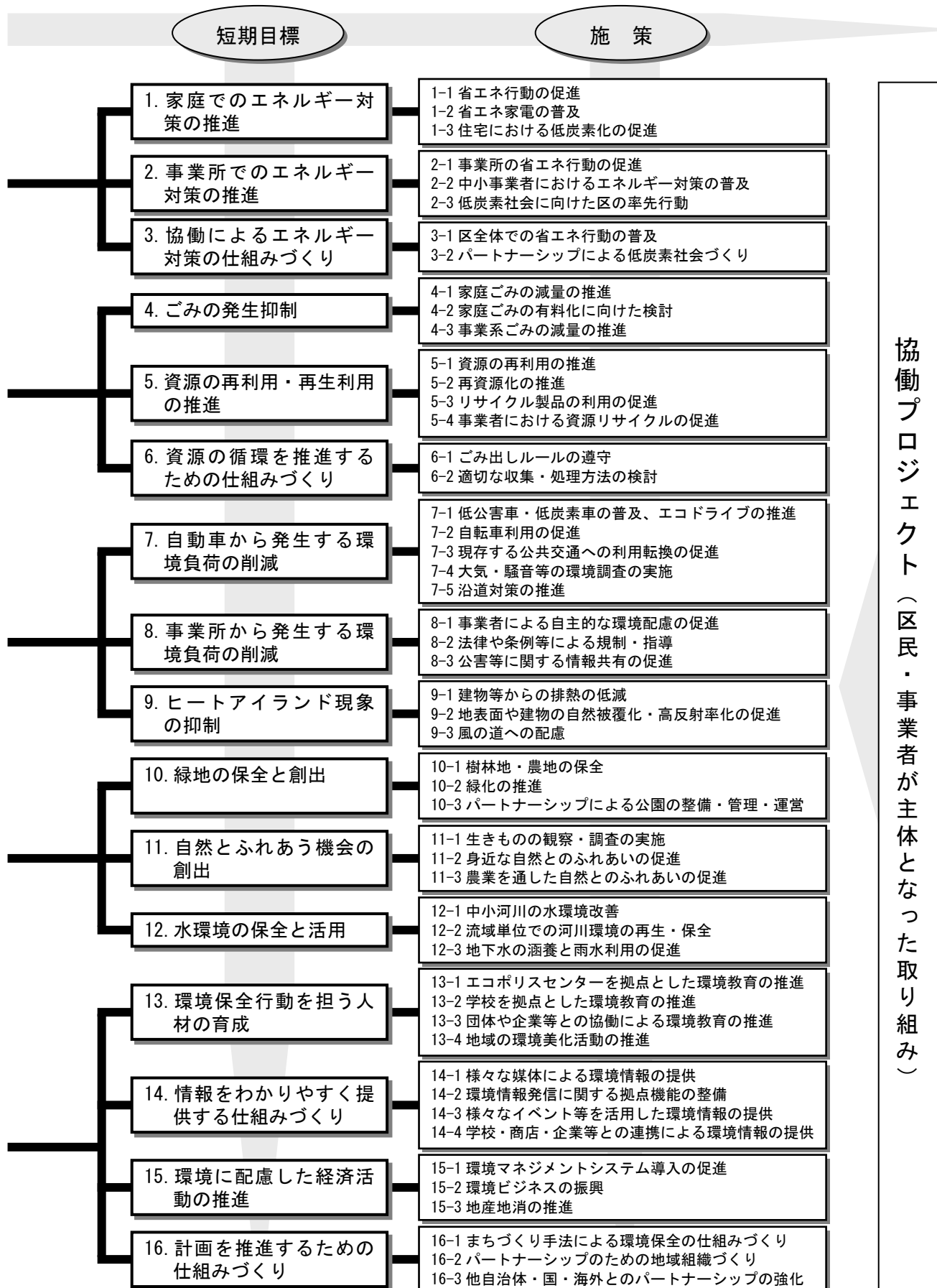
短期目標は、望ましい環境像や長期目標の方向性を視野に入れながらも、板橋区を取り巻く現状の環境状況を踏まえて、本計画の期間（平成27年度）までに取り組むべき目標を示したものです。本計画では、長期目標の下に16項目の短期目標を定めます（18頁参照）。短期目標の中には具体的な数値で表されるものもあります。

3-6 環境施策

現状の課題の解決や長期・短期目標の達成のため、区民・事業者・区が各自あるいは協働で取り組むべきことを51項目の環境施策として位置づけます（18頁参照）。また、環境施策の取り組み状況や効果を把握するための数値を環境指標として設定します。

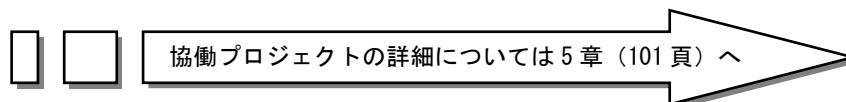
3-7 計画の体系





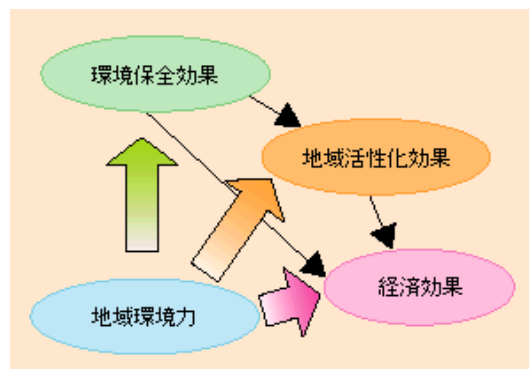
3-8 協働プロジェクト

本計画では、計画の理念における「パートナーシップ（協働）」の考え方にに基づき、区が主体的に実施する施策以外で、区民や事業者が主体的に推進する取り組みとして「協働プロジェクト」を設定します。（協働プロジェクトについては、「第5章 協働プロジェクト～パートナーシップ（協働）による取組～」(95 頁) に詳しく記載しています。）



◆コラム◆ 「環境力」とは

国の第三次環境基本計画（平成 18 年 4 月策定）において、今後の環境政策の展開の方向として、環境・経済・社会の統合的向上を掲げ、その実現のためには、国民 1 人 1 人が環境問題に関心を持って具体的に行動するようになること、その上で、国民と多様な主体が連携し地域の風土などを踏まえながら地域全体で環境を保全していく力「地域環境力」を高めていくことが重要であると述べています。また、区は「いたばし No.1 実現プラン」（平成 20 年 1 月策定）において、区民の暮らしの充実度向上を「10 のいたばし力 UP（アップ）」というキーワードで表しています。人づくり力・子育て力・産業活力・都市再生力など、様々な分野の「いたばし力」が位置づけられており、環境分野に関しては「緑と環境力 UP」が掲げられています。



出典：環境省資料

地域環境力の効果

本計画では、これらに示されている「地域全体で環境を保全していく」ことの重要性を踏まえ、「環境力」を高め環境・経済・社会が調和するまち」を望ましい環境像の一つとして設定しました。区全体で「環境力」をより高めていくためには、各主体（区民・事業者・区）が環境保全行動を実践するとともに、協働での取り組みや情報共有を通じて、主体間のパートナーシップ（協働）をより広く密接にしていくことが重要です。